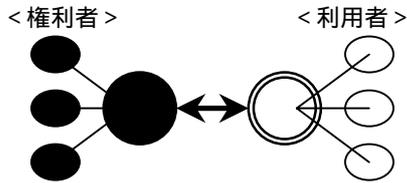


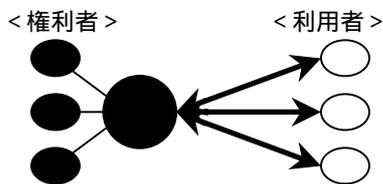
著作権契約を進めるパターン

1 対 1



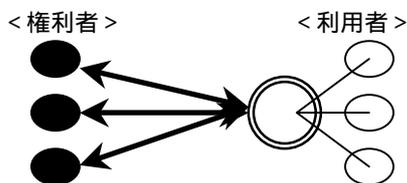
- ・例：「着メロ」の場合（利用者側は「1」ではないが少数）
- ・「集中」を行うかどうかは、権利者・利用者の自由

1 対 N



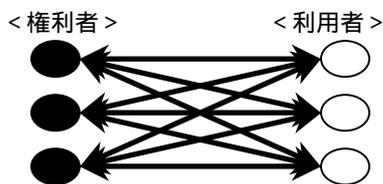
- ・従来の「集中管理団体」による方式
- ・「集中管理」を行うかどうかは、権利者の自由

N 対 1



- ・ソフトウェアの「サイトライセンス」や大学の「電子図書館」等の場合
（大学等が学内の多数の利用者を代表して学外の多くの権利者と契約する）

N 対 N



- ・通常の「商取引」や「契約」はこの形態
（「集中管理」は著作権分野における例外的な形態であり、これにこだわって、**「1億総クリエイター」「1億総ユーザー」**の時代に対応できない）
- ・「N対N」の契約においては、本来自由であるべき契約内容を拘束するような**「契約ルール」**というものは（民法等の法令以外には）存在しない。
- ・スタンダードとなり得る**「契約書例」**が必要
（例：シンポジウム・セミナー用契約書例を文化庁で開発中）
- ・ネット上で契約できるシステムも必要
（例：「バーチャル著作物マーケット」）

いずれの場合も、「契約」を行うかどうか、「集中」を行うかどうかは、個々の「利用者」「権利者」の自由。